

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金
補助事業等の標目	保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためのマスク、消毒液等の衛生用品や備品の購入等に要する経費を補助するとともに、職員が感染防止対策の徹底を図りながら事業を継続するために必要な経費を補助することにより、保育所等における継続的な事業実施に向けた環境整備を図る。
補助事業等の対象者	次に掲げる者であって、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱（令和2年6月19日付け子発0619第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定める事業を行うもの (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により私立保育所を運営している社会福祉法人 (2) 児童福祉法第34条の15第2項の規定により事業所内保育事業を行う者 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により幼保連携型認定こども園を運営している学校法人又は社会福祉法人
補助対象経費	令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号・障0630第1号・老0630第1号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）に定める新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業の実施に必要な経費（令和2年4月1日以後の実施に係る経費に限る。）とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	交付要綱に定める基準額と補助対象事業の実支出額から寄付金等の収入を減じた額のいずれか低い額の10分の10 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国、県の補助を受けて実施する補助のため
補助事業等の評価	保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書、保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金実績報告書により、事業内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和2年9月15日
補助事業等の終了時期	交付要綱に定める新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業が終了するまで 【終了時期が3年を超える場合の理由】 国の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	

<p><b>提出書類</b></p>	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書</p> <p>(2) 保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金所要額調書</p> <p>2 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金実績報告書</p> <p>(2) 保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金精算額調書</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p><b>担当部署</b></p>	<p>諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係</p>

令和 2年 9月15日 制定 (令和 2年 9月15日 施行)